

2025 年度 学費延納【後期】

1. 学費延納

学費延納制度は、さまざまな事情により学費等納入規程第2条に定められた納期に学費を納入することが困難な学生に対し、納入期限を延長する制度です。延納を希望する場合は、**2. 手続きの流れに記載の申請フォームにて、申請する必要があります。**ご家族の方とよく相談し、**必ず学生本人が手続きを行ってください。**

➤ 学費

入学年度・所属学部により学費が異なりますので、各自ご確認をお願いします。

納入期限(納入期限の末日が休日等の場合はその翌日とする)までに納入してください。

※委託徴収金は前期の学費とともに徴収しています。

2025 年度後期学費延納について(学部・大学院) 延納期限・・・2026 年 1 月 5 日(月)

2. 手続きの流れ

内容	日程	備考
延納願受付期間 ※期間厳守	10 月 1 日(水)9時～ 10 月 15 日(水)17 時 まで	【申請方法】 Web 申請(サイト「ガクシー」への登録要) 【申請フォーム】 https://gaxi.jp/project/IVXEB67mV9RkPLxA/application#0 ※申請フォームを申請するだけでは、延納の許可は下りません。 申請内容に不備や確認事項があった場合は、ガクシー登録メールアドレス宛に差し戻しメールを配信しますので、必ずご確認ください。 指定の期日までに不備や確認事項が解消されない場合、申請を取り消しとします。
延納許可者発表日	10 月 23 日(木)13 時頃	【結果発表の配信について】ガクシーで登録したメールアドレスに配信
延納許可者 説明会	10 月 28 日(火) 13 時開始	【会場】 KPCI: B 号館 2 階 B215 講義室 KAC : 6 号館 3 階 631 講義室 【持ち物】①学生証 ②筆記用具

※説明会にて、振込用紙を学生本人に配付します。

許可者発表で延納を許可された学生は、必ず説明会に出席してください。アルバイト等での欠席は原則認められません。
許可される、されないにかかわらず予定を空けておいてください。

学外実習等、止むを得ない事情により説明会を欠席する場合は、事前に学生支援センターに申し出てください。

3. 申請について

Web を通じた申請フォーム(学費延納願)にて行っていただきます。

フォーム内の収入を証明する書類をアップロードする項目については、生計維持者(父母等※)に書類を準備していただく必要があります。以下の表を確認し、該当する書類をアップロードしてください(窓口での紙の提出は必要ありません)。

※両親がいる場合は両親分、父母以外が生計維持者の場合はその方の証明書類を必要とします。

—「収入を証明する書類」について—

1)書類は原本を準備し、すべて写真添付にてアップロードしてください。

2)生計維持者(父母等)の収入の有無に関わらず、必ず「収入を証明する書類」をアップロードしてください。

3) フォーム内の収入を証明する書類をアップロードする項目は1つの写真しかアップロードできません。

そのため、複数の職業(収入)がある場合は、書類ごとに撮影しアップロード先も分けてください。

なお書類が両面ある場合や、1 枚で収まらない場合等も複数枚撮影しアップロード先を分けてください。

4)収入に関する書類について不明な点がある場合は、お問い合わせください。

<収入を証明する書類>

※窓口での紙の提出は必要ありませんが、書類が見切れることのないよう写真撮影し鮮明なものをアップロードしてください。

※私費外国人留学生は収入を証明する書類のアップロードは不要です。

現在の職業	アップロードする書類	発行先
給与所得・アルバイト・パートの方	令和 6 年分源泉徴収票	勤務先
退職(予定)の方	退職(予定)証明書と退職金支給額(予定)証明書	
年金・恩給・生活保護・母子手当等がある方	支給通知書(最新のもの)	関係官庁
出願時に失業給付金を受けている方	雇用保険受給資格者証	職業安定所
自営業の方 商・工・林・水産・農業所得の方または、配当・不動産所得・ 雑所得のある方	令和 6 年分確定申告書(第一表および第二表)	税務署
収入のない方または、 上記に該当するが必要書類をアップロードできない方	最新の所得証明書(発行日が申請日より 3 ヶ月以 内のもの)	市町村役所

4. 延納期限に納入できなかった場合の取扱い

学費未納者として取扱います。

1 月 5 日納入期限までに 未納の場合	除籍となります。学生および保証人宛てに郵送される「除籍通知」を確認し、 復籍期間内に学費、復籍料等を納入し、必要な手続きをすれば復籍できます。 ※除籍中は、諸証明の発行停止などの措置が取られます。
2 月 2 日納入期限までに 未納の場合	除籍が確定し、復籍することができなくなります。 再入学を希望される場合は、別途追加料金を支払う必要があります。

5. 学費延納特別猶予制度について

学費延納特別猶予制度は、**2025 年度後期学費延納を許可された者が止むを得ない理由により学費延納の納入期限(1 月 5 日)までに納入が困難な学生に対し、「学費延納特別猶予願」を申請することで、納入期限を 2 月 2 日まで延期する制度です。**猶予を希望する場合は、**申請フォーム(学費延納特別猶予願)にて、申請する必要があります。**

学費延納特別猶予願については、後日、本学ホームページ「学費延納制度」にて公開します。

6. 休学について

延納の許可後に休学する場合は、必ず各キャンパスの学生支援センターまで申し出てください。

7. 注意・確認事項

- ① 「学費延納願」や「学費延納特別猶予願」の期限を過ぎての申請は、一切認めませんのでご注意ください。
- ② 申請受付後に書類不備や確認事項があり、指定の期日までに解消されない場合、申請を取り消しとします。
- ③ 学費延納に係る手続きや、大学からの連絡応答等は、原則学生本人が行ってください。
- ④ 猶予後納入期限である 2 月 2 日(月)は、学費納入の最終期限であり、これ以上の延期はできません。
- ⑤ 「学費延納願」や「学費延納特別猶予願」に記載される個人情報については、神戸学院大学学費延納許可に係わる業務のためにのみ利用するものであり、その他の目的に使用されることは一切ありません。

*****学費延納に関するお問い合わせ先*****

神戸学院大学 学生支援センター 学費延納担当

【ポートアイランド第 1 キャンパス】TEL. 078-974-6073

【有瀬キャンパス】TEL. 078-974-0656

(受付時間は、土日祝日を除く、平日 9:00~11:45、12:45~17:00 となります。)

神戸学院大学